

男鹿市告示第101号

男鹿市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月2日

男鹿市長 菅原広二

男鹿市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、物価の高騰に伴う障害者支援施設等に対する緊急的な支援を目的として、食材料費を補助するため、男鹿市障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 補助対象施設は、申請日時点で障害福祉サービス等事業所の指定を受けている市内の次の施設とする。

| 施設区分 | サービス種別 |
|------|-------------------|
| 入所系 | 施設入所支援 |
| | 宿泊型自立訓練 |
| | 共同生活援助（介護サービス包括型） |
| | 共同生活援助（日中サービス支援型） |
| | 共同生活援助（外部サービス利用型） |
| | 短期入所 |
| | 福祉型障害児入所施設 |

| | |
|-----|--|
| 通所系 | 生活介護 |
| | 自立訓練（機能訓練） |
| | 自立訓練（生活訓練） |
| | 就労移行支援 |
| | 就労継続支援A型 |
| | 就労継続支援B型 |
| | 児童発達支援 |
| | 放課後等デイサービス |
| 備考 | <p>1 市立の施設等（指定管理を含む。）は補助対象外とする。</p> <p>2 空床利用型の短期入所は補助対象外とする。</p> <p>3 共生型事業所及びこれに類似する事業所については介護保険の対象となるため、補助対象外とする。</p> |

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、施設区分ごとに次の基準額とする。

| 対象区分 | 施設区分 | 基 準 額 |
|------|------|------------------------------|
| 食材料費 | 入所系 | 定員1名当たり3,300円に申請日時点の定員数を乗じた額 |
| | 通所系 | 定員1名当たり1,650円に申請日時点の定員数を乗じた額 |

備考

- 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別ごとの基準額を合算して申請することができる
- こととする。
- 男鹿市内で複数の施設を運営している場合は、施設ごとの基準額を合算して申請することができる
- こととする。
- 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。
- 新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が5か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含めるものとする）を乗じて6で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる
- こととする。
- 食事の提供を行っていない事業所又は食事の実費の全額を利用者から徴収している事業所は除く。

(交付の申請等)

第4条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設（以下「申請者」という。）は、令和7年7月31日までに、交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設別申請額一覧
 - (2) 施設別個票
- 2 前項に規定する交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員等が関与している施設
- (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設
- (3) 他の自治体から施設運営のための食材料費の補助等を受ける施設
(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、交付決定通知書又は不承認通知書により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定をする場合において、必要に応じ次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る証拠書類等については、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和7年9月30日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第3条の表備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。ただし、あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合はこの限りでない。
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を食材料費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項に規定する交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、前条第3項の規定による額の確定後、申請者からの請求に基づき、令和7年8月31日までに交付するものとする。

2 前項の請求は、令和7年7月31日までに請求書を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、なお効力を有する。